

議長

農業委員現在数 14 名、出席 14 名、欠席 0 名、よって、会議は成立いたしました。

これより令和 6 年度第 6 回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第 13 条の規定により、第 6 番吉野委員さん、第 7 番 儘田委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から本日までの日程行事につきまして報告を致します。

9 月 4 日 青梅市団体連絡協議会総会が開催され、加藤会長にご出席を頂きました。9 月 5 日 東京都農業会議主催の広報研究会が T K P 新宿ビルで開催され、鈴木委員さん、影山委員さん、天野委員さんにご出席をいただきました。9 月 10 日 西多摩農業改良普及事業協議会の意見交換会が西多摩農協本店で開催され、加藤会長にご出席をいただきました。 諸報告は以上です。

議長

以上で報告を終わります。次に日程 4 の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」2 件を上程いたします。

それでは、整理番号 1、2 番について、鈴木委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号 3 番 鈴木です。

整理番号 1 番について説明します。

9 月 18 日 事務局 2 名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は草刈り等されていました。地番はブルーベリー、サトイモ、ネギが植えられていて、きれいに畑として管理されていました。その他の畑も栗の木、柚子など柑橘類が植えてありまして、草刈りもしてありきれいに管理されていました。地番は草刈りがされていませんでしたが、今日見てきましたら草刈りがされていました。地番は11月に梅を11本新規で植えて管理するという話が事務局にきています。整理番号2番の さんのご子息と立会いをして梅の木を間違いなく管理するということを確認しました。

整理番号2番について説明します。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番は草刈りがしてありきれいでした。ここはかなりの傾斜地になっていて、今はピオーネ、ベリーAというブドウが単管パイプを利用して栽培されていました。8本の木が植わってありまして、今年は収穫が出来たのですが、アライグマにやられてしまい、ほとんど口に入らなかったと言っていました。あとは柑橘類、柿、カリン、イチジク、梅、柚子が植わってありまして、草刈りもされきれいにされていました。

地番も草刈りがされていました。全体的に見ると植わっているものが少なかったもので、何か植えて欲しいと依頼をしました。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」2件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1件を御説明申し上げます。2ページを御覧ください。

整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出、生産緑地を読み上げ》

農地所有者の さんが令和5年2月17日に亡くなられたため、相続人である さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、9月13日に天野委員さんで行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、天野委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

推進委員 天野です

整理番号 1 番について説明します。

9 月 1 3 日 事務局 2 名と現地調査を行いました。

ここは北側が高く南側が低い、高低差が 1 0 m くらいの斜面になっています。2 ～ 3 週間前に草刈りをした形跡が想像できるのですが、今は膝くらいまで草が生えていて、所々シソが増えていて腰の高さまでありました。南側から北側に向かい防草シートがあり通路のようになっていました。よろしくご審議お願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 1 3 名]

挙手 1 3 名により、可決されました。

よって、議案第 2 号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」1 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について(移転)」2 件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について(移転)」2 件を御説明申し上げます。議案の 3 ページを御覧ください。

整理番号 1 番

譲渡人の さんから譲受人の さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、
譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第 3 条の許可を得るためには、“農地法第 3 条第 2 項各号”
に該当しないことが求められます。この判断については《議案第 3 号 別紙 1 》の調
査書を御覧ください。

まず、第 2 項第 1 号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地
のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作
状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に
供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第 2 項第 2 号および第 3 号については、適用致しません。

次に第 2 項第 4 号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業
常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則によ
り 1 5 0 日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、
農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

第 2 項第 6 号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第 2 項第 7 号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、
地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、露地野菜を
栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じな
いものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、9 月 1 7 日に新井委員さんで行いまして、調査
結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

事務局

整理番号 2 番

譲渡人の さんから譲受人の さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所、氏名、譲受人の住所、氏名、職業、耕作面積、世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙2》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

なお、現地調査でございますが、9月13日に川口委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、新井委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号8番 新井です

整理番号1番について説明します。

9月13日 事務局2名と現地調査を行いました。

看護師さんと聞いていまして、親子でこれから勉強しながらやるということです。
よろしくご審議お願いします。

議長

次に整理番号2番について、川口委員さんが欠席のため補足説明はございません。

事務局

事務局から川口さんの代理で補足説明させていただきます。

9月13日 本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

当該地は、地目が畑になっていますが現況は公衆用道路と河川になっています。
譲受人と譲渡人の方に事情を聞きまして、現況が登記地目と違うのですが、市役所の
管理課から地目を変更をしないで手続きを行ってほしいと言われたそうですので、農
地法上違法性がないか、関係法令上問題がないかということを調査しまして、令和4
年に現況が宅地で地目が畑の場合の農地法3条の許可申請の方を、農業委員会の総会
で図りまして許可をしていただきましたので、その当時の事を前例として、今回も地
目と現況地目が違うのですが総会にかけさせていただきました。

議長

本件につきまして御質疑ございますか。

質疑1 新井委員

こういうのは売買契約で成り立つのか疑問なのですが。

事務局

所有者の方が法務局に問い合わせ、所有権移転できるのか確認したのですが、登
記地目上、農地になっているので、農業委員会の許可書があれば売買契約が出来ると
いう回答をいただいたとおっしゃっていました。

質疑1 新井委員

その前に畑ではなく、現況の地目を先に変えるというのも一つの手段なのではない
でしょうか。売買契約は出来るにしても畑が現実的にあるわけではないので、公共の
都道と河川になっているので、管理者が東京都に持っていかなければならないものが、

個人で残ってしまっているというのが疑問です。非農地認定ではないのですか。

事務局

今後は非農地証明、農地転用を さんに進めさせていただきまして、地目と現況地目を合わせていただくように指導、相談をしていきたいと思います。

質疑 2 新井委員

課税対象になっているのか？なっていないのか？

事務局

登記簿で判断しているので、 さんに確認しまして皆さまに報告させていただきます。

こちらの件は保留にさせていただき、一旦取り下げをしていただいて、来月ご報告をさせていただきたいと思います。

議長

御意見、御質問等ないようですので、1 番について採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 1 3 名]

議長

挙手 1 3 名により、1 番は可決されました。

2 番については、また報告していただきたいと思います。

よって、議案第 3 号「農地法第 3 条に規定による許可申請について(移転)」1 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第 4 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1 件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第４号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」１件を御説明いたします。議案の４ページを御覧ください。

整理番号 1 番

《相続人、被相続人、被相続人耕作面積、特例適用を読み上げ》

農地所有者であった被相続人の さんが令和５年２月１７日に死亡
されたため、相続人である さんが相続するにあたって、相続税の納税
猶予の適格者証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、９月１８日に松永委員さんで行いまして、証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、松永委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

推進委員 松永です。

整理番号1番について説明します。

地番は住宅地に囲まれた畑になっています。植木場として利用して
まして、40種類ほど植木、花が植えてあります。紫陽花が数種類、桜
が枝を4mくらい伸ばしているのですが、害虫でやられたのか葉が全部
落ちていました。梅、松、椿、紅葉、カボス、柚子などが植えてありま
した。鉄骨ハウスがあり、中には先代が集めた珍しい植物があり、時々
盗難にあうそうで入口は南京錠で施錠されておりました。防犯カメラも
設置されており防犯対策されておりました。造園業は主に10月から年末
にかけて手入れが入っているそうです。問題なく管理されておりました。
よろしくご審議お願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」御説明致します。議案の5ページを御覧ください。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による農用地等貸付希望申出書の提出および、借受希望者より農用地等借受応募書の提出がありました。そのため、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積等促進計画の事前協議がございました。

事務局

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、この促進計画については農業委員会の意見を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり促進計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

それでは、整理番号1番を御説明いたします。

整理番号1番 議案参照 読み上げ

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第5号別紙1を御覧ください。

こちらは新規の申し込みとなり、設定する権利は賃貸権です。

契約期間は2024年11月1日から2035年10月31日までの11年間で
す。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第5号 別紙1》の調書を御覧ください。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

はじめに、第1号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、大野さんは認定新規就農者であり、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合するため、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当する考えます。

続いて第3号のイとロについては、適用致しません。

事務局

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である貸人、借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合し

た結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜を栽培する 予定になっております。

現地調査につきましては、6月18日に町田委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に整理番号2番を御説明いたします。

整理番号2番 議案参照 読み上げ

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第5号別紙1を御覧ください。

こちらは新規の申し込みとなり、設定する権利は賃貸権です。

契約期間は2024年11月1日から2035年10月31日までの11年間で
す。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第5号 別紙2》の調書を御覧ください。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

はじめに、第1号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、梅田さんは認定新規就農者であり、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合するため、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当すると考えます。

続いて第3号のイとロについては、適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございます

すが、本案件は所有者である貸人、借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、6月18日に町田委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

それでは報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、1件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、5件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、5件で3ページに記載されたとおりです。

議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後3時05分から開会いたします。